

美味しまね認証マークの使用方法

美味しまね認証では、認証産品や販促物等に「美味しまね認証マーク」を使用することができます。認証産品等のPRにぜひご利用ください！

【どんなマークがあるの？】

- ・認証マーク（抜粋）
- ・しまねっこコラボ認証マーク




☆認証マークはシール又はデータ形式で交付します。

【マークを表示できる物】

- ・認証産品、認証原材料加工品（直接表示、容器包装への表示）
- ・PR資材
- ・ホームページ等
- ・事務所や施設での掲示
- ・その他

【認証マークを使うには】

申請準備	<ul style="list-style-type: none"> ・どのマークを使うか選択します。 ・マークデータの交付を希望する場合は、デザイン案を作成します。 ※デザイン案用のサンプルデータはHPからダウンロードできます。 ☆申請期限⇒データ交付:使用予定の約1ヵ月前 シール:使用予定の約2週間前☆
申請	<ul style="list-style-type: none"> ・用途に応じた申請書*1と添付資料(デザイン案等)を合わせて申請します。 ・申請先: 産地支援課 E-mai: oishimane@pref.shimane.lg.jp FAX: 0852-22-6036 ・電子申請が可能です。(認証取得者用、様式第1号のみ) リンク先 → 
申請受理	<ul style="list-style-type: none"> ・産地支援課で申請内容を確認します。 ・デザイン案の修正をお願いする場合があります。
マーク交付	<ul style="list-style-type: none"> ・シールは郵送、データはメール又は其他媒体で交付します。

*1 『認証マーク使用規程』の申請様式。マーク使用者によって申請様式が異なる。
様式第1号: 認証取得者 様式第2号、3号: 加工業者等
様式第4号: 流通・小売業者等、その他知事が認める者

☆認証マークの詳しい使い方や表示規格は、美味しまね認証HPや『認証マーク使用規程』をご覧ください。→ <https://oishimane.com/index.php?view=6604>

